

八尾市における河内木綿や生態系保護による里山保全に関する映像制作業務に係る質問及び回答一覧

No.	質問内容	回答	質問項目
1	委託仕様書「業務内容①」の「河内木綿に携わる関係者を訪ね」とあるが、あらかじめ映像作成に協力いただける関係者は、指定の人物や市民団体があるのか。その場合は紹介してもらえるのか。それともこちらで協力していただける方を探すのか。そしてインタビュー対象者は何人を想定しているのか。	本市が把握している関係者の情報は、受注者へお伝えします。 これに加えて、受注者が関係者の情報を収集し、本市に提案することもできます。 インタビュー対象者の人数は設定していません。また、提案者の特定の人物・団体に偏った取材や映像作成を行うものは認められません。	仕様書5-(2)-①
2	委託仕様書「業務内容①」の「万博会場での放映を予定」とあるが、会場のどこで放映予定なのか。	現時点では未定です。	仕様書5-(2)-①
3	委託仕様書「業務内容①ア」の時間設定にそれぞれテーマがあるのか。例えば、80秒は「河内木綿」と「生態系保護」のテーマに分けて制作するなど。	映像の詳細については、本市と協議し決定してください。	仕様書5-(3)-①-ア
4	日本語の音声インタビューに、英訳した音声は必要か。	演出上の理由がない限り、インタビューも含め英語音声としてください。	仕様書5-(3)-①-カ
5	委託仕様書「業務内容②」の随時ミーティングはリモートミーティングも対応可能か。	初回は対面でのミーティングを予定しています。その後は支障のない範囲でリモートでも可とします。	仕様書5-(2)-②
6	制作物を納品したタイミングで請求可能か。それとも業務委託期間終了時のタイミングでの請求なのか。	委託料の請求は業務委託期間完了日以降となります。	その他
7	企画提案書で提案する取材場所、取材候補者などは候補者として記載することでよいのか、もしくは内諾されている必要がございますでしょうか。	提案書に記載いただく内容に指定はありません。また、取材先への内諾は不要です。	実施要領10
8	類似業務実績において、記載した実績を証明する書類（契約書の写し等）とありますが、契約書がない場合は、請求書などの証明でも可能でしょうか。	様式4に記載の内容を証明できるものであれば契約書の写しの代替として取り扱います。	様式4
9	提出必要書類を満たしていましたら、県外からの応募は可能でしょうか。	実施要領及び仕様書に記載の事項を満たせるかご確認の上、参加申請を行ってください。	実施要領4